

自動車の永久抹消登録（重量税還付を伴わない）	
1	自動車検査証
2	ナンバープレート
3	申請書に「解体にかかる移動報告番号」及び「解体報告記録がなされた日」の記載が必要です。解体業者に確認してください。これらのメモ等を持参してください。
4	所有者の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内）
5	所有者の永久抹消委任状（実印押印）
<p>自動車検査証記載の所有者が自動車販売会社や信販会社の場合 その会社の印鑑証明書、委任状が必要です。ローン完済時に送られてきた書類等に、請求方法などが詳しく書いてありますのであらかじめ請求し取り寄せてください。信販会社によっては運輸支局内の信販会社事務所でもらうことができます。ローン完済時に送られてきた書類等がない場合は、所有者となっている会社に直接問い合わせてください。</p>	
7	実印 （所有者本人が直接申請する場合は持参）
8	<p>運輸支局（登録事務所）で用意するもの</p> <p>① 申請用紙（第3号の2様式）30円～40円 売店で購入 ② 手数料納付書 無料 窓口等で配布</p>
9	<p>所有者の氏名、名称又は住所に変更がある場合 自動車検査証の記載内容から現在までの変更内容が確認できる住民票、住民票の除票、戸籍の附票、戸籍謄（抄）本又は、商業登記簿謄（抄）本</p>
10	<p>永久抹消登録の場合、抹消登録証明書は発行されません。 職員さんが口頭で「永久抹消登録完了しました。」と申請者に伝えて終わりです。抹消登録をした証明が必要な場合は、永久抹消登録申請と同時にまたは終了後に登録事項等証明書を請求してください。</p> <p>① 申請用紙（第3号様式）30円～40円 売店で購入 ② 検査登録印紙 300円 売店で購入</p>